年　　月　　日

川南町長　　様

申請者　　住　　所　川南町大字

　　　　　　　　　　氏　　名　　　　 　　　　　　　印

電話番号

※記名押印に代えて署名することができます。

川南町持家取得助成金交付申請書

　川南町持家取得助成金交付要綱（平成２５年川南町告示第４６号）第８条の規定により、必要書類を添えて持家取得助成金の交付を申請します。

　なお、本申請に当たり、別紙川南町持家取得助成金特記事項に同意します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 続柄 | ふりがな | | | 生年月日  年　　齢 |
| 世　帯　員　氏　名 | | |
| 申請者 |  | |  | 年　　月　　日  （　　　歳） |
| 姓 | | 名 |
|  |  | |  | 年　　月　　日  （　　　歳） |
| 姓 | | 名 |
|  |  | |  | 年　　月　　日  （　　　歳） |
| 姓 | | 名 |
|  |  | |  | 年　　月　　日  （　　　歳） |
| 姓 | | 名 |
|  |  | |  | 年　　月　　日  （　　　歳） |
| 姓 | | 名 |
| 夫婦の合計年齢 | | 歳 | | |
| 申　請　額 | | 金　　　　　　　　　　　円 | | |

（裏面も記入してください。）

１　住宅の概要等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物の所在地 | 川南町大字 | | |
| 住宅の区分 | □建築　□建売 | 住宅の種類 | □専用住宅　　□併用住宅 |
| 契約方 | （□町内、□町外） | | |
| 入居日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 登記日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 部屋の有無 | □台所　□便所　□風呂　□玄関　□居室　□子供部屋 | | |
| 延床面積 | ｍ２　（対象面積：全部・一部　　　　　　　ｍ２） | | |
| 住宅取得価格 | 円 | | |

２　添付書類

　□　住宅の登記事項証明書（発行日から１か月以内のもの）

　□　町税等に滞納がないことを証明する書類（従前より本町に居住する者で、納税状況の調査に同意するものは、除く。）

　□　取得した住宅の写真

　□　川南町持家取得助成金事前登録完了通知書（様式第２号）の写し

　□　その他町長が必要と認める書類

３　納税状況調査の承諾

|  |
| --- |
| 川南町持家取得助成交付申請に伴い、世帯員全員の町税等の納付状況を調査することを承諾します。  申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

４　暴力団排除に関する誓約及び同意

|  |
| --- |
| 私は、次に掲げる者に該当しないことを誓うとともに、そのことを確認するために町が警察機関に照会することについて同意します。   1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７   号）第２条第６号に規定する暴力団員   1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定   する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密着な関係を有する者  　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　　生年月日　　　　　年　　月　　日 |

川南町持家取得助成金特記事項

（趣旨）

1. この特記事項は、川南町持家取得助成金（以下「助成金」という。）交

付に係る条件等について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付の決定の取消し）

第２条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
2. 次のいずれかに該当することが判明したとき。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

　　ウ　交付申請の時点において、世帯を構成する者の全てが本町の住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。ただし、当人の責によらない滞納がある場合を除く。

　　エ　ア及びイに掲げるもののほか、助成金を交付することが公益又は補助金等の交付の目的に反すると認められるとき。

（補助金等の返還）

第３条　町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により助成金を受給したときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

２　前項の規定による助成金の返還請求を受けた交付決定者は、町長が定める

期限までに助成金を返還しなければならない。